

令和8年度札幌市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度札幌市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	330,836,000 立方メートル
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	31,268 メートル
イ ポンプ場建設整備	8 か所
ウ 処理場建設整備	13 か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	54,123,000千円
第1項 営業収益	41,906,942千円
第2項 営業外収益	12,214,186千円
第3項 特別利益	1,872千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	51,927,000千円
第1項 営業費用	48,559,101千円
第2項 営業外費用	3,246,206千円
第3項 特別損失	91,693千円
第4項 予備費	30,000千円
収入支出差引残額	2,196,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,545,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		33,165,000千円
第1項 企業債		24,206,000千円
第2項 国庫補助金		1,287,400千円
第3項 国庫交付金		3,353,131千円
第4項 一般会計補助金		23,439千円
第5項 負担金		4,295,030千円
支 出		
第1款 資本的支出		50,710,000千円
第1項 建設改良費		34,213,000千円
第2項 償還金		16,407,000千円
第3項 返還金		70,000千円
第4項 予備費		20,000千円
収入支出差引不足額		17,545,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費等	24,206,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 (収益的支出) 2,293,037千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成、雨水処理費への充当等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,958,750千円である。

令和8年(2026年)2月12日提出

札幌市長 秋元克広

別 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 理 運 営 等	令 和 9 年 度	千円 241,000
下 水 道 科 学 館 運 営 管 理	令 和 9 年 度	52,000
庁 舎 等 保 守 管 理	令 和 9 年 度	30,000
下 水 道 施 設 保 全 等	令 和 9 年 度	6,740,000
汚 泥 等 運 搬	令 和 9 年 度	334,000
汚 泥 等 処 理	令 和 9 年 度	410,000
処 理 施 設 総 括 管 理	令 和 9 年 度	2,415,000
厚 別 山 本 地 区 建 設 発 生 土 一 時 堆 積 場 管 理	令 和 9 年 度	60,000
公 共 ま す 設 置	令 和 9 年 度	2,308,000
下 水 道 改 築 工 事 図 面 作 成	令 和 9 年 度	34,000
下 水 道 使 用 料 改 定 関 連 業 務	令 和 9 年 度	10,000
創 成 川 水 再 生 プ ラ ザ ほ か 改 築	令 和 9 年 度	866,000
手 稻 中 継 ポ ン プ 場 ほ か 改 築	令 和 9 年 度	236,000
マ ン ホ ー ル ポ ン プ 設 備 改 築	令 和 9 年 度	143,000

事 項	期 間	限 度 額
厚別川雨水ポンプ場ほか 改 築	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	千円 727,000
管路布設事業その 7	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	2,870,000
豊平川水再生プラザほか 改 築 そ の 3	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	8,398,000
西部スラッジセンター 焼却施設等運転管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	3,650,000
東部スラッジセンター 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	2,599,000
伏古川水再生プラザほか 改 築 そ の 2	令 和 9 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	11,072,000
西部スラッジセンター 脱水施設運転管理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	2,595,000
手稲沈砂洗浄センター 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	320,000
手稲水再生プラザ 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	1,638,000
東部水再生プラザ 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	1,318,000
茨戸水再生プラザ 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	1,626,000
伏古川水再生プラザ 運 転 管 理	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	1,190,000
西部スラッジセンターほか 改 築 そ の 2	令 和 9 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	6,533,000